

第 3 8 7 回

香川海区漁業調整委員会議事録

令和 4 年 3 月 1 1 日

主任技師 恩田 拓 堯
技 師 丸 山 俊 輔

5. 議事事項とその結果

第1号議案 「くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第2号議案 「さわら流しさし網漁業許可の公示について（諮問）」

諮問された内容で適当である旨答申することに決定した。

第3号議案 「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について（協議）」

事前協議の内容を事務局が説明した。

第4号議案 「香川海区漁業調整委員会関係規程の改正について（協議）」

事前協議の内容を事務局が説明した。

第5号議案 「令和3年度連合海区漁業調整委員会の結果について（報告）」

事務局が概要を報告した。

6. 議事のあらまし

北尾会長があいさつの後、議長となり、議事録署名人に岩田委員と大北委員を指名して議事を進行した。

〔北尾会長〕

それでは議題に入ります。「くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について」知事から諮問が参っております。事務局説明願います。

〔事務局（恩田主任技師）〕

（資料1に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量について事務局から説明いただきました。この件について何か意見等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、よろしいでしょうか。

（一同、異議なし）

〔北尾会長〕

それでは、本件については、適当である旨、答申することとします。

続きまして、「さわら流しさし網漁業許可の公示について」、事務局から説明願います。

〔事務局（秦主任技師）〕

（資料2に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、さわら流しさし網漁業許可の公示について説明がありました。この件に関して、何か質問等ありますか。山口委員、補足で何かありますか。

〔山口委員〕

若い者が増えてきています。よろしくお願いします。

〔北尾会長〕

他に、何か質問等ありますか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

それでは、本件については、適当である旨、答申することとします。

続きまして、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について」、事務局から説明願います。

〔事務局（湯谷主任）〕

(資料3に基づいて説明)

〔北尾会長〕

ただいま、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について説明がありました。次回の委員会で正式に諮問するとのことですので。この件に関して、何か質問等ありますか。

〔小見山委員〕

これは限られた予算内でやるのですか。クルマエビについて、中間育成をして、もっと大きくして放流すればよいと思います。今の状態では、放流してすぐに魚に食べられてしまいます。お金がかかるかもしれませんが、その方が、漁業者の経営も潤うと思います。

〔事務局（湯谷主任）〕

クルマエビについては、現在の放流サイズは60mmとなっていますが、定説としてサイズが大きい方が歩留まりがよいというのがありますが、一方で、クルマエビを飼育するのは夏ですので、大きくするほど水温が高い時期での放流となります。このため、サイズが少し小さくなるかもしれませんが、7月の頭といった水温が上がりきる前に放流することも有効と考えています。今年の夏からは、燧灘を中心として、一部の種苗については、そのような方法で放流したいと考えています。

〔小見山委員〕

クルマエビは、かなり相場がよいと思います。多く放流しても、漁師がとれなければ意味がないと思います。

〔事務局（湯谷主任）〕

一部の地域では、かごを逆さにして沈め、海底付近で直接放流することで、クルマエビの被食を防いでいます。そういった地域では、放流後の秋頃、底びき網漁業でクルマエビが多く漁獲されるなどある程度の効果を実感できているようでした。放流方法自体についても、見直していく必要があると考えています。

〔北尾会長〕

よろしいですか。他に、何か質問等ありますか。

(一同、意見なし)

〔北尾会長〕

それでは、本件について、次回委員会までにお気づきの点等ございましたら、事務局まで連絡ください。

続きまして、「香川海区漁業調整委員会関係規程の改正について」、事務局から説明願います。

〔事務局（中山副主幹）〕

（資料4に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、香川海区漁業調整委員会関係規程の改正について説明がありました。この件に関して、何か質問等ありますか。

〔松本委員〕

意見の聴取に関する手続規程について、漁業権のことだけが記載されていますが、漁業許可については記載しないのでしょうか。

〔事務局（柏山課長）〕

漁業許可に関する手続きにおいて、海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされていますが、漁業権については、免許後に条件を付す場合、県が漁業法に基づき海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、海区漁業調整委員会はその意見をすることに当たって当該漁業者から意見を聴かなければならないといった二段階の手続きがあります。海区漁業調整委員会が法律に基づき意見聴取する上での手続きについて決めておりますが、漁業許可については、そのような規定がありませんので、当該手続規程に漁業許可に関することは定めておりません。

〔北尾会長〕

よろしいですか。他に、何か質問等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、本件について、改正の方、よろしくお願ひします。

続きまして、「令和3年度連合海区漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明願います。

〔事務局（中山副主幹）〕

（資料5に基づいて説明）

〔北尾会長〕

ただいま、令和3年度連合海区漁業調整委員会の結果について説明がありました。この件に関して、何か質問等ありますか。

〔筒井委員〕

事務規定の改正について、Webによる参加を可能とする改正をWeb会議で決議することについて問題ないのでしょうか。

〔事務局（中山副主幹）〕

もともと、規程では、対面で開催することも明記されておられませんので、当該規定がなくともWebによる参加は可能であると考えております。今回の改正については、時代に合わせて、それを明示的に定めるものとなっています。国についても、同様に、Webによる参加を可能とする改正をWeb会議により決定しています。

〔北尾会長〕

よろしいですか。他に、何か質問等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、「その他」において、事務局から何かありますでしょうか。

〔事務局（中山副主幹）〕

（その他資料に基づいて説明）

〔北尾会長〕

説明にもありましたが、令和5年10月に区画漁業権、令和6年1月に共同漁業権の一斉切替えがあります。共同漁業権については10年に一度の切替えになります。その中で、まずは、令和4年5月に漁業免許方針の作成ということで、県の免許に関する考え方等に関する説明があります。6月に正式な諮問があった後、当該方針に基づいた要望調査や現地調査を行われ、現場の要望について県と関係漁協で協議し、来年度の4月及び6月の総会において漁業権に関する決議をとってもらうことになるかと思えます。

〔事務局（中山副主幹）〕

よろしいでしょうか。補足ですが、スケジュール的にいうと、通常総会ではなく、臨時総会をしていただくことになることを念頭に対応お願いします。

〔北尾会長〕

事務局から他に何か説明ありますか。

〔事務局（中山副主幹）〕

ありません。5月の予定も未定です。

〔北尾会長〕

それでは、委員の皆様から何か質問等ありますか。

（一同、意見なし）

〔北尾会長〕

それでは、これで海区委員会を閉じたいと思います。本年度は、今回が最後です。事務局の中には異動される方もいると思います。委員の方々についても、引き続きご協力をよろしくお願いします。ありがとうございました。

〔閉 会 午前11時00分〕

上記は第387回香川海区漁業調整委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 北 尾 登 史 郎

署名委員 岩 田 英 行

署名委員 大 北 永 吏